竜王町建設工事の入札に係る最低制限価格の算定基準について

令和5年(2023年)4月26日

第1目的

竜王町においては、ダンピング受注の防止、工事の品質確保および下請人の保護を目的として最低制限価格の導入をしておりますが、品確法の主旨に鑑み、さらなるダンピング受注の防止、健全な建設業の発展に寄与するため算定式を次のとおり設定します。

第2 適用対象

予定価格が 130 万円以上の一般競争入札および指名競争入札に付する建設工事

第3 最低制限価格の算出方法

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(令和4年3月4日改正)」に準じた算出方法とします。

- ① 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格の 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10 分の 7.5 を乗じて得た額
 - 1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
 - 2) 共通仮設費の額に 10 分の9を乗じて得た額
 - 3) 現場管理費の額に 10 分の9を乗じて得た額
 - 4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- ② 特別なものについては、上記①にかかわらず、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で町長の定める割合を予定価格に乗じて得た額

上記の規定により算出して得た最低制限価格の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

第4 適用日

新基準の適用については、公告日または指名通知日が令和5年6月1日以降に公告 または通知する建設工事の入札案件から適用します。